## 菰野町学校給食センター整備運営事業 実施要領等に関する質問への回答

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
1	実施要領	5	第2	7	(4)			本事業のスケ ジュール		設計業務の完了時期は、事業者の提案によりますが、学校施設環境改善交付金の申請手続きの関係から、町としては、令和8年12月中に建築確認済証が交付されるスケジュールを想定しています。
2	実施要領	7	第 2	7	(6)			支払方法	①の内、本施設の建設費において前払いの学校施設環境改善交付金の交付決定後とは具体的にいつ頃になるかご教示下さい。	学校施設環境改善交付金に関し、過去の例では毎年6月頃 に交付決定されていましたが、現時点では確定しておりま せん。
3	実施要領	8	第2	7	(9)			代行保証企業 の選定	グループ会社内の企業を代行保証するのは可能でしょう か。	代行保証企業は、運営企業と資本面において関連のない企 業を選定してください。
4	実施要領	13	第3	3	(7)	1		の参加資格要	す。実績については、PFI事業に係る公共施設の保守管理業 務を元請とした履行実績でもよろしいでしょうか。	「公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績」に関して、PFI事業やDBO事業を遂行するSPCから直接受託した実績を含むものとします。 様式4-10「参加資格要件確認書(維持管理企業)」には、 SPCと締結している契約書の写しとともに、地方公共団体と SPCが締結している事業契約書の写し(該当頁のみ)を添付してください。
5	実施要領	13	第3	3	(7)	イ		維持管理企業 参加資格要件	「公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績」とは、1年以上保守管理業務を実施していれば履行した実績としてみなされると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施要領	13	第3	3	(8)	ア			即达を冉安託(下請け)  にしに場合、孤野町市和/平度衆争人    扎会加洛牧老名簿に発録がねる企業のみでしょうか	構成員からの再委託・下請け先については、菰野町の令和 7年度競争入札参加資格者名簿への登録有無に関わらず、 事業者の提案によるものとします。
7	実施要領	13	第3	3	(9)				電気等の設備企業は「その他の企業」に該当するという理解で宜しいでしょか。	「その他の企業の参加資格要件」に該当する場合は、電気等の設備企業も「その他企業」に該当するものとします。
8	実施要領	18	第3	5	(12)			上限提案価格	上限提案価格90億円、税別81億8181万8182円の業務別の 内訳金額を可能な範囲でご提示ください。	上限提案価格の内訳は、非公表とします。
9	要求水準書	3	第1章	3	(2)			要綱・基準等	学校給食衛生管理基準と大量調理施設衛生管理マニュアル で齟齬がある部分は学校給食衛生管理基準に準ずると考え てよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	5	第 1 章	5	(5)	ア		こども園	こども園への配食は中止になったとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	6	第1章	5	(5)	1		配送先の概要	児童・生徒数及びクラス数は、特別支援学級を含んだ数でしょうか。 含まれていない場合は、児童・生徒数及びクラス数を教えていただけますでしょうか。	特別支援学級の児童・生徒は、通常学級で喫食するため人数に含まれています。
12	要求水準書	6	第1章	5	(5)			教職員数	供用開始令和10年度の教職員数(見込み)をご提示ください.	令和10年度の教職員数は、令和7年度4月現在と同程度を 見込んでいます。

No.	書類名	頁			記載	箇所	項目	質問内容	回答
13	要求水準書	8	第 1 章	5	(9)		光熱水費の負 担	「事業者の責めに帰すべき事由により開業準備業務、維持管理業務運営業務に係る光熱水費が増加した場合は、事業者が当該増加分を負担すること」とありますが、ここでの事業者の責めに帰すべき事由とはどのような事態を想定されているのでしょうか。	「事業者の責めに帰すべき事由」とは、事業者の故意・過失の場合が該当します。提案書の様式7-10「光熱水費見積書」に記載された光熱水費及び電気・ガス・水道使用料に関して、事業者の故意・過失により乖離が発生した場合は、事業者の負担となります。
14	要求水準書	10	第2章	1	(1)	Ŧ	地場食材の活 用	「地元の食材を積極的に受け入れ、効率的に調理ができる計画」とありますが、地元の食材の受け入れにあたって、配慮が必要な条件はありますか? (例:泥が多く付着している、虫が多く付着している、規格外の形が不揃いな野菜が多い、豆腐の容器が特殊、製造元で金属探知機を通さないので入荷時に金属探知機を通す、など)	現在、地元食材として使用している小松菜に関して、虫な どが付着していることがあります。
15	要求水準書	11	第2章	1	(4)		施設整備業務 責任者	建設企業からの選任にあたり、建設工事着手後は同責任者 が現場代理人又は監理技術者(又はその両方)を兼ねるこ とは可能と考えてよろしいでしょうか。	施設整備業務責任者が現場代理人又は監理技術者を兼ねる ことは可能です。 現場代理人と監理技術者の兼務も可能です。
16	要求水準書	12	第2章	۷	(1)	ゥ	日影図	当該施設所有者の了解を得ることとありますが、現在までの施設所有者との協議記録がございましたらご教示下さい。また、法令に則って施設整備計画を行った末に当該施設所有者との協議が整わず、計画に支障をきたした場合、事業の推進・中止(計画変更)等による追加費用や工期の延長等について、貴町と協議の上、精算すると考えて宜しいでしょうか。	提案書類の作成に関して、隣接地の太陽光発電施設への影響を確認したい場合は、事業者からの求めに応じて、施設所有者への説明及び協議の機会を町が調整することを予定しています。 施設所有者への説明及び協議を希望する場合は、説明資料を作成したうえで、町(教育委員会事務局 教育課)へ問い合わせてください。なお、申込みは、応募グループごととし、説明資料等の不足がないように留意してください。
17	要求水準書	12	第2章	2	(1)	ゥ	太陽光発電施 設への影響	太陽光発電施設への影響を・・・当該施設所有者の了解を 得ること。とありますが、対話等の機会をいただく事は可 能でしょうか。	回答No.16参照
18	要求水準書	12	第2章	2	(1)	+	事前調査	現在、貴町で把握している周辺への影響等がございました らご教示下さい。(一般的な調査等で把握することが難し	町が把握している周辺への影響や配慮事項は、要求水準書 に記載のとおりとなります。
19	要求水準書	14	第2章	4	(2)	1	配置計画	5月29日に公表された「要求水準書に対する質疑回答書(5月29日No.36修正)」版のNO.47及びNO.48の日影に関する回答の確認です。日影の規制条件として、年間を通し(冬至や夏至など季節を限定しない)、太陽光発電設備のある敷地内に一瞬日影となる部分はあっても良いが、太陽光発電設備の発電量に影響がでなければ良い(太陽光発電設備が日影にならなければ良い)と解してよろしいでしょうか。	回答No.16参照
20	要求水準書	15	第2章	4	(4)		本施設の必要 諸室等	給食エリアのその他に乾燥室とありますが、洗濯室と同様 との認識でよろしいでしょうか。	洗濯室と乾燥室に関して、衛生管理面や機能面などを考慮して1室(同じ室)とする場合は、提案書類に理由等を明記してください。

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
21	要求水準書	15	第2章	4	(4)	2		荷受室 仕分室	泥付きで入荷される野菜類はどのような野菜を想定されておりますでしょうか。 また、かぼちゃはどのような状態で入荷されますでしょうか。	ものを使用しています。
22	要求水準書	19	第2章	4	(4)	5		会議室	「・」の4つ目:会議室の備品の参照先は37ページで良いでしょうか(35頁参照は誤記)。	ご理解のとおりです。「37頁参照」となります。要求水準 書を修正します。
23	要求水準書	19	第2章	4	(4)	(5)		会議室		会議室に設置するテレビは、テレビ放送を受信するチューナー機能が必要となります。
24	要求水準書	19	第2章	4	(4)	5		通路	見学機能に関しては提案によるとのことでしたが、改めて 見学通路・窓の有無は問わないと考えてもよろしいでしょ うか。	見学機能は、見学通路・窓の有無を含めて、事業者の提案 によります。
25	要求水準書	20	第2章	4	(5)	2	1		停電対策として、事務室機能などの保持を目的とした保安 用自家発電設備を設置するとあるが事務室のみの機能を保 持するものと考えてよいでしょうか	「事務室機能の保持」以外の停電対策は、事業者の提案によるものとします。
26	要求水準書	20	第2章	4	(5)	2		電源設備	停電対策として、保安用自家発電設備を設置すること。停電時の想定は、ガス・水道が供給可能な状況を想定してよろしいでしょうか。 また、ガスが供給可能な場合、ガス式マイクロコージェネ設備で計画してもよろしいでしょうか。	停電対策は、要求水準を満たしたうえで、事業者の提案によるものとします。災害発生時のインフラ状況については、事業者が前提条件を設定したうえで、適切な設備を提案してください。
27	要求水準書	20	第2章	4	(5)	2		電源設備	停電対策として、保安用自家発電設備を設置する場合の必 要供給箇所と設備をご教示いただけますでしょうか。	停電時において、事務室機能の保持に必要となる箇所へ電 気を供給できるように提案してください。設備の仕様等 は、事業者の提案によります。
28	要求水準書	20	第2章	4	(5)	2		通信・情報設 備	仮想的な専用回線(VPN) を整備とありますが、その用途を ご提示ください。	役場本庁舎や学校等の外部と遮断されたネットワーク接続 を想定しています。
29	要求水準書	20	第2章	4	(5)	2		通信·情報設 備	ラス35名程度の想定で良いでしょうか。また、接続箇所の	本施設内は、Wi-Fi環境が整備されることを想定しており、 給食エリアの様子を各学校へ配信できる通信・情報設備を 設置してください。
30	要求水準書	21	第2章	4	(5)	2		テレビ共同受 信設備	テレビ共同受信設備を必要とする諸室をご教示頂けますで しょうか	テレビ共同受信設備に関して、職員用事務室及び会議室へ の設置は必須とし、それ以外の室は提案によるものとしま す。

No.	書類名	頁			記載	箇所	項目	質問内容	回答
31	要求水準書	21	第2章	4	(5)	2	防犯カメラ設 備	「・」の2つ目:夜間でも侵入者の識別が可能な解像度とありますが、適切な外灯(夜間照明)のもとで識別が可能であれば良いでしょうか。あるいは、照明がない状態でも識別が可能な暗視(高感度)機能を想定しているのでしょうか。	防犯カメラ設備の仕様は、要求水準を満たしたうえで、事 業者の提案によるものとします。
32	要求水準書	22	第2章	4	(5)	3	換気設備・空 調設備	空調・換気系統は汚染作業区域、非汚染作業区域を分けて 計画する。と記載がありますが、汚染作業区域より非汚染 作業区域へ空気が流入しない計画と理解してよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	22	第2章	4	(5)	3	換気設備・空 調設備	給気口は、給気が食材・食品等に直接当たらないように計画すること。とありますが、空調された空気は該当しないと理解としてよろしいでしょうか	空調された空気も該当します。ただし、食材・食品等を取り扱う付近に給気口を設置しないことを求める要求水準であり、空調設備により調理エリア内に供給される空気が食材・食品等に触れてはいけないという趣旨ではありません。
34	要求水準書	22	第2章	4	(5)	3	給水設備 給湯設備 給蒸気設備	・ボイラーの蒸気を使用する場合は、間接加熱のみ・・・と記載ありますが、食材を扱うところという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	23	第2章	4	(5)	3	排水設備	汚染作業区域の排水が非汚染作業区域を通過しない構造。 とありますが、非汚染作業区域の天井面と理解して宜しい でしょうか。	汚染作業区域の排水は、非汚染作業区域の天井面に限らず、床下を含めて通過しないことを求める要求水準となりますが、衛生管理面や維持管理面に支障がないことを条件に汚染作業区域の排水が非汚染作業区域を通過する提案も可とします。
36	要求水準書	23	第2章	4	(5)	3	排水設備	冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップ等からの排水は、専用の配管で排水すること。につきまして、ドレン排水のみの単独排水管とした場合、排水量が少ないため管内でチョウバエなどが発生する可能性が高くなります。安全性を確保するため、防臭等の対策を講じたうえで、それぞれ最寄りの排水管に接続しても宜しいでしょうか。	専用配管で排水しないことによる影響を回避できることを 前提に、事業者の提案によるものとします。提案書類にお いて、提案理由や防臭等の具体的な対策、提案効果等を明 記してください。
37	要求水準書	27	第2章	6	(1)	ア	工事範囲	敷地造成にあたり、計画地においては現在伐採作業等が実施されておりますが、現在の作業の完了時の状況(撤去具合・時期・その他懸念事項)本事業の範囲として想定される残置物の撤去、樹木の伐採・伐根範囲をお示し下さい。	石材は、現在の地権者により撤去されます。 樹木は、石材の撤去作業を進めるために伐採されたもので あり、残った樹木の伐採・伐根や敷地全体の伐根は、本事 業の業務範囲となります。
38	要求水準書	27	第2章	6	(1)	ゥ	農業用水管	農業用水管の敷設替え工事は、農業での取水に影響がない 時期などに配慮とありますが、稲作(概ね4~8月頃)以 外の時期での取水想定があればご教示ください。	稲作の時期(概ね4~8月頃)以外には、取水の想定はありません。
39	要求水準書	29	第 2 章	6	(4)	2	完成検査	工事に関する完成検査は①造成工事完了時、②建物竣工時の2回と考えて宜しいでしょうか。	完成検査については、ご理解の通りです。 ただし、町道の付替え部分については、別途検査等を実施 すする可能性があります。なお、町道の付替えについて は、議決が必要になるため、スケジュール等を含め詳細 は、町都市整備課と事前に協議が必要となります。

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
40	要求水準書	31	第2章	7	(1)	ゥ			設備配管等が機外に露出していない構造とすること。とありますが機器に床上で接続される配管が出てくるのは避けられないと思います。 調理作業に支障のない範囲では露出配管は許容されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。露出配管となる箇所は、安全性や衛 生面に十分に配慮して計画してください。
41	要求水準書	32	第2章	7	(2)	2		揚物機		揚物機に接続する設備によりオイルミストの飛散を防止する提案も可とします。
42	要求水準書	34	第2章	8	(2)	ゥ		食器	『内側表面は、傷防止のためにシボ加工を施すこと。』とありますが、同程度の水準を満たす樹脂製食器であることが前提で、シボ加工無しの仕様でのご提案もお認めいただけませんでしょうか。	シボ加工が望ましいと考えていますが、耐久性などに問題 がなければ、事業者からの提案も可能とします。
43	要求水準書	34	第2章	8	(5)	Н		食缶	全ての食缶にクリップが必要と読み取れますが、クリップ付き食缶にはパッキンがついており、樹脂製のパッキンは「取り外しての洗浄に非常に手間がかかる」「劣化による異物混入のリスク」等があるため、事業者の経験に基づき必要と思われる用途の食缶のみの採用(こぼれるリスクの少ないフライ用はクリップなし、など)でもよろしいでしょうか。	食缶は、全てクリップ付きとします。
44	要求水準書	35	第2章	8	(6)	1		しゃもじ	仕様に黒色とありますが、その他の色は不可との認識でよ ろしいでしょうか。	しゃもじの仕様に関して、色付きのものであれば可とします。
45	要求水準書	35	第2章	8	(8)			コンテナ配送方式	コンテナの配送方式について、食器と食缶を一緒に運ぶ混 載式、食器と食缶を別々に運ぶ別載など町の意向はありま すか。	コンテナの配送方式は、事業者の提案によるものとします。二段階配送とする場合、食器用コンテナは各校に配置する配膳員が受け取る計画としてください。
46	要求水準書	37	第2章	10	(1)	7		会議室の施設 備品	壁面ホワイドボードは、多様な利用形態(要求水準書のP19会議室の最後の項目)を想定すると、壁面固定ではないものでの提案も可でしょうか。	壁面ホワイドボードに関して、壁面固定ではないものの提 案も可とします。
47	要求水準書	37	第2章	10	(1)	1		会議室の施設 備品	スクリーンやプロジェクターは、天井等への固定を想定しているのでしょうか。あるいは、自由度を考慮して、可動式(都度設置)を想定しているのでしょうか。	スクリーンやプロジェクターの仕様は、事業者の提案によ ります。
48	要求水準書	39	第3章	1	(4)	2	1	業務従事者の 適正配置	会計年度任用職員を継続雇用する場合、委託開始前までに 残っている各個人の有給休暇については貴町で消化してい ただけますでしょうか。	会計年度任用職員については、町が雇用した際の残有給休 暇の取扱いを考慮した継続雇用を期待しています。

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
49	要求水準書	41	第3章	2	(7)	ゥ		開所式の開催 支援	開所式での試食会は100食程度の想定(要求水準書に関する質問への回答の13頁No.146及び147)とのことですが、会議室は50名程度が収容可能(要求水準書のP19に記載あり)と想定されています。会議室での試食会を想定している(要求水準書に関する質問への回答の9頁No.91及び92)とのことですので、試食会は例えば100名を2グループに分けて、施設見学と試食会を入れ替えて対応するなどの想定でしょうか。	現時点において、開所式に関する詳細な内容は想定していませんが、ご指摘の通り、複数グループに分けて試食を実施したり、同日に複数回の試食会を開催したりする可能性
50	要求水準書	42	第3章	2	(9)			災害提案	救給カレーを衛生的に保管する提案とありますが、町が調達する救給カレーの寸法・内容量・品番などご提示ください。	株式会社SN食品研究所の救給カレー(内容量:小学生150g、中学生250g)を想定しています。
51	要求水準書	42	第3章	2	(9)	ゥ		備蓄用食材の 調達	「各校で保管する非常食として、町が提供食数分の救給カレーを調達する」と記載がありますが、供用開始以降における救給カレーの調達費用についても町との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	42	第3章	2	(9)	ゥ		備蓄用食材の 調達	救給カレーは、給食用として年1回提供する、とありますが、温めるなどの作業をすることなく、そのまま提供するという理解でよろしいでしょうか。	救給カレーは、温めるなどの作業をすることなく、そのま ま提供することを想定しています。
53	要求水準書	42	第3章	2	(9)			備蓄用食材の 調達	容器の必要サイズをご教示願います。また、令和8年度中に	保管容器のサイズは、事業者からの提案に基づき、町と協議のうえで決定することを想定しています。具体的な調達時期は令和8年度の後半となり、調達費用は開業準備費として支払うことを想定しています。
54	要求水準書	42	第3章	2	(9)			備蓄用食材の 調達	救給カレーを事業者は、納品時に配膳室内への搬入作業を 実施するとの事ですが、救給カレーは、センターに納品され、各校に配送するとの理解でよろしいでしょうか。また その場合は、配送車の使用をお認め下さい。	救給カレーは、各校へ直接納品されます。
55	要求水準書	42	第3章	2	(9)	ゥ		備蓄用食材の 調達	「各校で保管する非常食(救給カレー)を給食用として年1回提供する」とございますが、その際、本施設は稼働しないとの回答(NO. 153)がございましたが、スプーン等の食器具は配送校に保管されているもので対応する、との理解でよろしいでしょうか。またその調達は救給カレー同様に貴町のほうでご調達されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、スプーンは、救給カレーに付属しています。
56	要求水準書	44	第4章	1	(4)	1	1	維持管理業務 責任者	表「責任者の配置基準」の維持管理業務責任者について、 「建築物環境衛生管理技術者等の有資格者」とあります が、維持管理業務責任者に必要な資格は事業者の判断・提 案に委ねると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁			記載	:箇所		項目	質問内容	回答
57	要求水準書	44	第4章	1	(4)	1	1	調理設備等保 守管理業務責 任者	資格等で厨房設備施工技能士等の有資格者とありますが、 等とはどのような資格があればいいでしょうか。	事業者の提案によります。
58	要求水準書	44	第4章	1	(4)	1	1	業務責任者	本項目の維持管理業務総括責任者とは、維持管理業務責任 者と同一の人物との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務総括責任者は、維持管理業務責任者に修正(統一)します。要求水準書を修正します。
59	要求水準書	45	第4章	1	(6)	ア			開業準備業務の開始2か月前までに長期修繕計画書を提出 する場合、竣工図書ではなく実施設計段階の図書に基づい た計画立案となりますが、よろしいでしょうか。	長期修繕計画書は、提案書の様式10-5「修繕・更新計画表 (維持管理期間中)」及び様式10-6「修繕・更新計画表(事業 期間終了後)」に記載した内容を基本として、提出段階の最 新図書に基づいて作成してください。なお、施設引渡し 後、竣工図書の内容により長期修繕計画計画書の修正が必 要な場合は、速やかに対応してください。
60	要求水準書	46	第4章	1	(10)	ア		長期修繕計画 書	開業準備業務の開始1か月前までに長期修繕計画書を提出することとなっていますが、(6)維持管理業務計画書の作成と整合性がないように思われます。統一をお願いします。	長期修繕計画書の提出時期は、開業準備業務の開始 2 か月 前までとします。要求水準書を修正します。
61	要求水準書	56	第4章	9	(3)	ゥ		調理設備等の 温度異常等に ついて	調理設備等の温度異常等について・・・と記載あります が、どの範囲まで感知できればよろしいでしょうか。	温度異常等を感知できる調理設備としては、冷蔵庫、冷凍庫、揚物機、消毒保管設備などを想定していますが、事業者の提案によるものとします。
62	要求水準書	57	第5章	1				調理従事者、 配膳員、配送 員による給食 喫食について	調理従事者、配膳員、配送員は給食を喫食することが可能 でしょうか。また、喫食が可能な場合、1食あたりの料金は いくらになりますでしょうか。	調理従事者等の喫食は可能と考えていますが、給食無償化 等の政府方針も示されており、現時点では喫食の可否や喫 食する場合の料金は未定です。
63	要求水準書	58	第5章	1	(5)	1		運営業務に係 る各責任者の 配置基準	運営業務総括責任者は、運営企業から選任する統括責任者 と兼務可能でしょうか。	運営業務総括責任者に関し、本事業全体について総合的な 調整を行う役割を担えることを条件として、統括責任者と の兼務は可能です。
64	要求水準書	58	第5章	1	(5)	1		運営業務に係 る各責任者の 配置基準	アレルギー対応食調理責任者と食品衛生責任者は兼務可能でしょうか。	アレルギー対応食調理責任者と食品衛生責任者に関し、運 営業務への支障がないことを条件に兼務は可能です。
65	要求水準書	59	第5章	1	(5)	2		責任者選任の 届出	資格等の条件を確認できる添付書類(履歴書、経歴書、資格を証する書類等)とともに町に提出することとありますが、履歴書は個人情報(住所・連絡先)が含まれるものになりますので資格証と経歴書のみの提出でもよろしいでしょうか。	責任者について、要求水準書で求められている資格等の条件を確認できる書類を提出してください。
66	要求水準書	61	第5章	1	(12)	オ		業務従事者へ の教育・研修 等	「町が必要と認めた場合…参加させること。」とございますが、具体的にどのような研修が想定されますでしょうか。	現時点において、具体的な研修は想定していません。
67	要求水準書	61	第5章	1	(13)	1		近隣対応・周 辺対策	近隣説明の費用については事業者負担となりますでしょう か。	近隣説明に係る費用は、事業者の負担となります。

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
68	要求水準書	62	第5章	2	(1)			食材の納品	食材を搬入する際の現状で決定している範囲で配送車両の 大きさを教えていただきたいです。	現在、各校へ食材を搬入している車両は最大でも3t車となっていますが、学校給食センターの供用開始後は、食数規模が異なるため不明です。本施設の食数規模を考慮し、一般的な食材搬入車両を想定してください。
69	要求水準書	62	第5章	2	(1)	ゥ		食材検収補 助・保管業務	納品時の入荷車両の大きさをご教示お願い致します。	回答No.68参照
70	要求水準書	62	第5章	2	(1)			食材の納品時間(想定)	豆腐の入荷形態をご教示ください。	現在は、1パック450gの個包装で納品されています。
71	要求水準書	62	第5章	2	(1)			食材の納品時 間	当日納品は8:30頃と記載がございますが、8時前に来ることはないと認識してよろしいでしょうか。 また、ふりかけなどの添加物につきましては、いつ納品される予定でしょうか。	要求水準書に示している当日の納品時刻は、現時点で想定される目安であり、食材納品業者との協議により、運営期間中に変更となる可能性があります。 ふりかけなどの添加物の納品時刻については、納品業者との協議になるため、現時点では未定です。
72	要求水準書	62	第5章	2	(1)	ゥ			納入業者と協議となっていますが、米庫のスペースを決めるために、米の入荷頻度について、いつ頃ご教授いただけるでしょうか。	現在、小学校給食の炊飯を委託している業者には、月に3回(平均1,000kg/回、最大1,500kg)、お米が納品されています。本施設では、中学校給食分も含まれるため、お米の納品量は増えますが、納品回数は同程度になると想定しています。
73	要求水準書	64	第5章	3	(2)	8		揚げ物、焼き 物、蒸し物調 理業務	数え物については総量に対してどのくらいの予備数がある のかご教示お願いいたします。	予備数は、想定していません。
74	要求水準書	66	第5章	З	(4)	才			「配送先に直接搬入される食品についても、本施設において保存すること。」をありますが、センターに納品される分(町職員、事業者従業員喫食分)から確保する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	66	第5章	3	(5)	オ		此世	「・・・クラス毎に仕分けして袋に入れ・・・」と記載がございますが、納品されてから配送までに温度管理が必要となる食品(添物)は無いという認識でよろしいでしょうか。また、センターへの納品は使用日前日でしょうか。	チーズ等の温度管理が必要となる食品も想定しています。 乾物以外のものは、当日納品を想定しています。
76	要求水準書	66	第5章	4	(1)	2	I	未務化争有の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	健康状態を定期的に(年1回の健康診断を含め年間3回)確認し、結果を町に報告とございますが、健康診断以外の2回の報告方法については指定はございますでしょうか。	報告方法に関する指定はありません。
77	要求水準書	68	第5章	5	(2)	ı		残渣等処理業 務	残渣等、廃棄物の回収業者について、事業者の提案という 認識でよろしでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	68	第5章	6	(1)	エ		収業務	配送員 (ドライバー) に加えて、配送・回収のサポートを 行う配送補助員の配置は必要でしょうか。あるいは事業者 の提案に委ねるという認識でよろしいでしょうか。	配送補助員の配置有無は、事業者の提案によります。

No.	書類名	頁			記載	箇所	項目	質問内容	回答
79	要求水準書	69	第5章	7	(1)		配送車両の 調達	配送車両の所有権は事業者でよろしいでしょうか。また事 業期間終了後の所有権先もご教示お願い致します。	配送車両は、事業者(運営企業、リース会社、運送企業)が 所有することを想定しています。事業期間終了後の町への 譲渡は想定しておりません。
80	要求水準書	69	第5章	7	(1)	カ	配送車両の調 達	本施設の名称及びイラストにつきまして、記載場所やイラストに指定はございますでしょうか。	本施設及びイラストの記入場所を含め、詳細は協議となり ます。
81	要求水準書	70	第5章	10	(1)	1	パン・牛乳の 納品	当日8:30~9:00とありますので、配膳員は8:30から業務を開始できるようするという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に示している牛乳・パンの納品時刻は、現時点で想定される目安であり、委託業者との協議により、運営 期間中に変更となる可能性があります。
82	要求水準書						修正履歴の確 認	今回公表いただきました要求水準書は以前に公表されたものから変更されている部分もありますので、修正内容の見落としを防ぐ意味でも、修正履歴を付したものを公表頂けないでしょうか。	要求水準書の修正履歴は公表しません。
83	配布資料No.1 付属資料 町道付替図 「要求水準書」 質問に対する回 答 No.197						起業地の敷地 境界	「要求水準書」質問に対する回答 No. 197にて、「付替え予定の町道に関する詳細な条件は、実施要領の公表時に示しますが、幅員は4.5mを想定しています。」と回答されています。 今回の実施要領に明示がありませんでした。 起業地の敷地境界を示した、CADデータを提供して頂けないでしょうか? 又は、配布資料No.1 付属資料:町道付替図の通りと理解してよろしいでしょうか?	付替え予定の町道に関する条件は、要求水準書配布資料No.1「敷地図」に記載の通りとなります。
84	配布資料No. 1 付属資料 農業用水管 付替図						井溝の用途	敷地北側にある(8405井溝)に関して、使用用途を教えていただけますでしょうか。また水質に関する規定はあるのでしょうか。配慮すべき点があればご教授ください。	農業用排水であり、井溝への排水は、雨水のみとなります。雨水排水の放流に関しては、地元区(自治会)、菰野町土地改良区、町観光産業課、町都市整備課と協議が必要となります。詳細は、町観光産業課、町都市整備課へ事前に確認してください。
85	配布資料No.1付 属資料_農業用 水管付替図						農業用水の使 い道	   既存の農業用水の具体的な使い方をご教授いただけますで   しょうか。	稲作のための水田に利用しています。
86	配布資料No. 5 調理指示書	8					あげパン	あげパンに使用するパンのサイズ(重さではなく、縦×横×高さ)をご教示ください。 また、揚物調理食材で食材寸法が大きい物のサイズ(縦×横)と調理時間をご教示ください。	揚げパンに関し、焼きあがりのサイズは、長さ約150mm、幅 約50mm、高さ約40mmとなります。 揚物調理食材に関し、比較的大きいものとしては、アジフ ライやホキフライなどを想定していますが、具体的なサイ ズや調理時間は提示できません。

No.	書類名	頁			記載	箇所		項目	質問内容	回答
87	配布資料No. 5 調理指示書	11)						五目ラーメン	認識でよろしいでしょうか。または、「麺のみ」とは袋か	現在は、袋ごとボイルし、袋から麺を出して配缶しています。本施設での調理方法については、事業者の提案を可とします。
88	配布資料No. 7 配膳業務 関連資料	1	1					菰野東こども 園	・コンテナは、…とありますが、要求水準書では菰野東こ ども園分はセンターにて調理予定でしょうか。	菰野東こども園の給食は、本施設で調理を行いません。 菰野東こども園に関する記載は、削除します。
89	事業者選定 基準書	4	第3	2	(5)				提案価格の点数化方法の計算式の末尾に"2"とありますが、これは2乗の意味であってますでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	事業者選定 基準書	4	第3	2	(6)			最優秀選定者 の選定	2段落目のなお書きの「性能点」とは、評価点を示すという 理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者選定基準書を修正します。
91	様式集 1	3	第2					11-8 給食配送・回 収計画表	PDFファイル形式での提出もお認めいただけませんでしょうか。	PDFでの提出も可とします。
92	様式集 1	5	第3	1	(1)	ケ			文中の「構成員(代表企業、構成企業、協力企業)」の構 成企業と協力企業の定義を教えてください。	協力企業は誤記となります。様式集を修正します。
93	様式集 1	5	第3	1	(1)	П		提案書類作成 要領	参加表明書及び参加資格審査申請書類(様式4-1~様式4- 13)の添付書類については両面印刷可として頂けないで しょうか。	添付書類に関し、両面印刷は可とします。
94	様式集 1	6	第3	2	(4)	1	1		封筒に直接印字では無く、シール等に印字したものを封筒 に貼る形式でも良いでしょうか。	封筒に関し、シール等に印字したものを貼る形式でも可とします。
95	様式集1	6	第3	2	(4)	2		提案書Ⅰ~Ⅴ	「事業計画」「施設整備計画」「開業準備計画」「維持管理計画」「運営計画」の提案書にページ番号の記載は不要と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	様式集1	6	第3	2	(4)	2 3		提案書ファイ ル	提案書として綴じこむファイルはプラスチック製の2穴リン グファイルでも問題ないでしょうか。	ファイルは、フラスチック製の2穴リンクファイルで構いません。ファイルの仕様は事業者の提案によりますが、紙のめくりやすさやファイル自体の重さに配慮してください。
97	様式集 1	11~ 27	第5					様式4-1~様 式4-13	提出時は記載のページ番号は削除して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	様式集 1	17	様式 4-6						業務実績①及び②について、両要件を満たす実績であれば 同じ実績を記載してもよろしいでしょ <b>う</b> か。	ご理解のとおりです。
99	様式集 1	18	様式 4-6					実務経験経歴 書	3年以上の経験を有することを証明できれば、任意書式としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	様式集 1	20	様式 4-7						要件②「~設計企業の常勤社員」とあるが「~建設企業の 常勤社員」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「建設企業の常勤社員」に修正しま す。

No.	書類名	頁		記載	箇所	項目	質問内容	回答
101	様式集 1	21	様式 4-8			業務実績	業務実績①及び②について、両要件を満たす実績であれば 同じ実績を記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	様式集 1	22	様式 4-8			実務経験経歴 書	3年以上の経験を有することを証明できれば、任意書式としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	様式集 1	27	様式 4-13			添付書類	履歴事項全部証明書は参加資格申請日以前3か月以内の証明日のものとされておりますが、納税証明書についても当該日付以前の証明日のものとした方がよろしいでしょうか。 また各証明書は写しではなく原本が必要でしょうか。	納税証明書は、参加資格申請日以前3か月以内に発行されたものを提出してください。 各証明書は、写しの提出でも構いません。
104	様式集 1	27	様式 4-13			添付書類	貸借対照表、損益計算書(直近3期分)につき、弊社決算月が6月であり、参加表明時には直近の2025年6月期の決算処理が完了していない可能性が高いため、当該書類につきましては直近2024年6月期以前3期分の書類となりますことをご了承いただきたく存じます。	2024年6月期の貸借対照表・損益計算書を直近として3期分を提出してください。
105	様式集 1	27	様式 4-13			参加資格要件 確認書(全構 成員共通)	実施要領のP10(2)オの項目には"滞納していない者"とありますので、【添付書類】④に納税証明書についての記載がありますが、<菰野町内又は三重県内に・・・事業者>の場合は、未納がないことを証明する書類(例:町税(菰野町)の場合は「完納証明書」、県税(三重県)の場合は「未納がない」ことの証明書でも良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	様式集 1	27	様式 4-13			納税証明書	菰野町外かつ三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を 有する事業者については、三重県税に係る納税証明書を提 出すればよく、市町村税に係る納税証明書は不要との理解 でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	様式集 1	36	様式 7-2			事業実施体制 の提案	「⑤統括責任者及び各業務責任者(施設整備業務責任者、設計業務責任者(管理技術者)、設計業務主任技術者(意匠・構造、電気設備、機械設備)、建設工事責任者、現場代理人、監理技術者、工事監理業務責任者、調理設備等調達・設置業務責任者、運営業務総括責任者(開業準備業務責任者)、維持管理業務総括責任者、調理設備等保守管理業務責任者など)の類似実績・経験について」と多くの責任者が挙げられています。これについて、①本様式で挙げられている全ての責任者について提案する必要がありますでしょうか。②全ての責任者を提案する必要はない場合、最低限提案しなければならない責任者はありますでしょうか。③事業実施の際には、ここで提案した責任者は必ず配置する必要がありますでしょうか。または、同等の類似実績・経験等があれば、別の責任者に変更することは可能でしょうか。	①②:本様式に明記している全ての責任者について、配置予定者の類似実績・経験を記載してください。 ③:提案書に記載した内容と整合する責任者を配置してください。

No.	書類名	頁		記載	 項目	質問内容	回答
108	様式集 1	75			様式12-11 調理設備等配 置図	「施設本体の主要な寸法」「各室の名称及び床面積」が必須記載事項となっていますが、施設本体の寸法や面積は様式12-6「平面図」にも同様に必須記載事項となっているため、本様式では様式12-12「調理設備等リスト」との整合を優先させ、適宜寸法や面積の記載は省いてもよろしいでしょうか。(特に、アレルギー対応食専用調理室のように狭い部屋は、機器番号だけでもスペースがギリギリで、面積などの情報を記載すると非常に見づらくなる可能性があります。)	様式12-11に関し、寸法や面積の記載を適宜省略すること を可とします。
109	様式集 1	75			図面集	様式12-5~8、12-11について、A3サイズに対する縮尺について、指定がございましたら、ご教示願います。	様式12-5~8の縮尺は、様式集4頁に記載のとおりです。 様式12-11の縮尺は、事業者の提案によるものとします。
110	様式集2		様式 7-6		施設整備業務 費見積書	各費目の内訳用として中項目程度の欄が準備されていますが、概算見積により記載できない箇所は空欄と考えて宜しいでしょうか。	各費目の内訳は、可能な限り記載してください。
111	様式集2		様式 7-8		維持管理費の 年額	維持管理費 (固定料金) は毎年度同額 (平準化) する必要 があるでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	様式集2		様式 7-9		運営費(固定 料金)の年額	運営費の固定料金は毎年度同額(平準化)する必要があるでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	様式集2		様式 7-9		運営費(固定 料金)の年額	「物価変動は考慮せずに記載すること」とありますが賃金 上昇(昇給)を見込んで事業期間中の運営費を算出した場 合、契約時においてスライド契約を協議して頂く事は可能 でしょうか。	運営業務費見積書は、物価変動を考慮せずに作成してください。物価変動については、維持管理・運営業務委託契約書(案)に基づいて対応します。
114	様式集2		参考提数算		児童・生徒数 の推移	10年度~17年度の合計値ですが、要求水準書P6と齟齬があります。(各年度65名多いと思われます) 要求水準書P6の合計値を正と理解して宜しいでしょうか。	「※児童・生徒数の推移」に関し、各年度の合計は誤記となります。要求水準書P6の合計が正となります。様式集を修正します。
115	様式集 2		参提 食質		児童・生徒数 の推移	上段に記載のある■児童・生徒数と、上から5番目の※児童・生徒数の推移において人数が異なる理由について、ご教示いただけますでしょうか。	回答No.114参照
116	様式集 2		様式 7-10		光熱水費の負 担	留意事項で「光熱水費は町が負担するが、事業者の責めに帰すべき事由により係る光熱水費が増加した場合は、事業者が当該増加分を負担すること」とありますが、本様式で提案した光熱水費と事業を実施した際の光熱水費が乖離した場合は、事業者の責めに帰すべき事由に含まれますでしょうか。	回答No.13参照
117	様式集2		様式 12- 12		調理設備等リスト	「〈留意事項〉・行は適宜追加すること」と記載がありますが、「列」の追加を行っても宜しいでしょうか。 (様式12-11調理設備等配置図に合わせた、番号の追加を考えています)	様式12-12に関し、列の追加は可とします。

No.	書類名	頁			記載	:箇所	項目	質問内容	回答
118	基本協定書 (案)	2	第5条				共同体の組成	第1項の施設整備事業者と第2項の維持管理・運営事業者は、それぞれ別個の共同事業体でなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	基本協定書 (案)	2	第5条				共同企業体協 定書	共同企業体協定書(案)がございましたらご提示下さい。	共同企業体協定書は、事業者が作成する書類になるため、 記載案は提示しません。
120	基本協定書 (案)	3	第8条	4			関係者協議会 の設置	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…至らない場合、乙から意見を聴取したうえで、合理的 な範囲内で甲が決定する。」	ご指摘のとおり、修正します。
121	基本協定書 (案)	3	第10条	2			建設工事の開 始時期	「本施設の整備が学校施設環境改善交付金の対象となる場合、本施設の建設工事の開始時期は、当該交付金の交付決定後とする。」とありますが、交付決定時期はいつになるでしょうか。	現時点において、学校施設環境改善交付金の交付決定時期 は、確定していません。
122	基本協定書 (案)	3	第10条	2			着手時期	「建設工事開始時期は、当該交付金の交付決定後とする」とありますが、具体的な時期をお示し下さい。また、「本施設」とありますが、確認申請によらない造成・仮設その他工事は着手可能と考えて宜しいでしょうか。	現時点において、学校施設環境改善交付金の交付決定時期 は、確定していませんが、造成工事については、交付決定 前に着手可能です。 その他の工事について、交付決定前の着手可否は、具体的 な工事内容を示したうえで、予め三重県の担当部局への確 認が必要となります。
123	基本協定書 (案)	3	第10条	2			着手時期	交付決定時期によっては提案する全体工程に遅れをきたす場合もあり、その場合は工期遅延にかかる費用等について、発注者にてご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	現時点において、学校施設環境改善交付金の交付決定時期 は、確定していませんが、工期に影響が出ない時期に決定 するものと想定しています。なお、交付決定時期により工 期遅延が見込まれる場合の対応は、事業者と町による協議 により決定します。
124	基本協定書 (案)	4	第13条	1	(2)		談合等不正行 為による解除	3行目の「受注者等」の定義をご教示願います。	「受注者等」は、誤記となります。「構成員等」に修正します。
125	基本協定書 (案)	4	第13条	2			談合等不正行為による解除	「帰責性を有する乙の構成員は、連帯して契約金額の100分の10を支払わなければならない」とは①設計・建設業務、②維持・管理業務それぞれの企業体において、責任が帰属する企業が①②それぞれの仮契約金額にあたる100分の10を負担するという理解で宜しいでしょうか。	①②の合計額について、帰責性を有する企業体が連帯責任を負うという趣旨になります。
126	基本協定書 (案)	5	第18条	1			秘密保持義務	(7)として、「相手方の秘密情報と関係なく独自に開発した情報」の追加は可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、追記します。
127	基本協定書 (案)	6	第19条				本協定の有効 期間	「第18条及び前条に定める事項については、本協定終了後も効力を有するものとする。」とあり、「第18条」と「前条」が重複しているが、正しくは、「及び第18条に定める事項については、本協定終了後も効力を有するものとする。」でよいか。	ご指摘のとおり、重複しているため、修正します。
128	基本協定書 (案)	6	第19条				有効期間	第14条とは数字の誤記であり、第13条と読み替えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、第13条の誤記となります。基本協定書 (案)を修正します。

No.	書類名	頁			記載	箇所	項目	質問内容	回答
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	1					前払金	前払金について、設計・建設工事請負仮契約書(案)に記載の通り、令和8年度に事業者が提案した設計費の最大30%、同造成・建設工事費の最大40%を請求することができる、との理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
130	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	7	第8条				権利義務の譲 渡	基本協定同等とし、発注者及び受注者において権利義務譲渡の制限が課されると考えて宜しいでしょうか。受注者側のみの制限となる場合、その意図をお示し下さい。	契約上の地位は、契約に規定がなくとも相手方の承諾なく 移転させることはできない(民法539条の2)ため、受注者側 に限らず、発注者側が相手方の承諾なく契約上の地位を移 転することはありません。権利義務については、形式上受 注者のみの制限となっておりますが、発注者が権利義務を 譲渡することは想定しておりません。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	8	第10条				秘密保持	基本協定同等とし、発注者及び受注者において秘密保持の制限が課されると考えて宜しいでしょうか。受注者側のみの制限となる場合、その意図をお示し下さい。	基本協定書の秘密保持条項で「本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報について守秘義務を負い」と規定されており、設計・建設工事請負契約に係る情報も含まれています。したがって、発注者、受注者双方に秘密保持義務が課されていることになります。
132	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	13	第26条				履行期間の延 長	受注者の責めに帰すことができない事由により期間が延長された場合、後に予定される開業準備期間、運営維持期間はスライドして履行期間を保持すると考えて宜しいでしょうか。	本契約の履行期間が延長された場合、延長理由や延長期間 の長さ等により、開業準備期間や運営維持管理期間が変更 になる可能性があります。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	13	第26条				履行期間の延 長	第三者への損害、工事引渡し前の目的物への損害が生じた場合の措置に関して、受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間が延長された場合、工期延長に伴う増加費用は発注者にてご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	26条に基づき発注者が費用等を負担するのは、同条2項に規定のとおり「発注者の責めに帰すべき事由による場合」に限られます。不可抗力により工事目的物等に損害が生じたケースについては34条に規定があり、100分の1までは受注者負担、それを超える部分は発注者負担となります。また、第三者に及ぼした損害については33条に規定があり、原則として受注者負担となり、「業務の実施に伴い前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」による損害は発注者負担となます。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第29条	1			契約代金額の 変更方法等	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…整わない場合には、合理的な金額の範囲内で発注者が 定め、受注者に通知する。」	文言の修正は行わず、原案どおりとします。なお、仮に協 議が調わず、発注者が金額変更を決定する場合は、一定の 合理性をもって実施します。
135	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2			賃金又は物価 の変動に基づ く契約代金額 の変更	物価改定が本契約締結の日から12月を経過後とありますが、実施要領等の公表から本契約締結までにも約10か月と長期になるため、その間に大きな物価の変動が起こることが想定されます。物価改定は実施要領等の公表を始期としていただけないでしょうか。	実施要領の公表から契約までの期間も考慮して上限提案価格を設定しており、原文のとおりとします。

No.	書類名	頁			記載領	箇所	項目	質問内容	回答
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2			物価変動率	昨今の物価高騰により建設費も著しい上昇が続いております。起算日として「提案書類の提出日の属する月」とありますが、DBO方式含むPPP案件同様に債務負担行為の確定時期に近い入札公告日を起算日として頂けますでしょうか。	回答No.135参照
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2			の変動に基う 契約代金 額 の変更	物価変動率 $\alpha$ の算出に使用する分母の指数について、提案書類の提出日ではなく、入札公告日としていただけないでしょうか。	回答No.135参照
138	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2			賃金又は物価 の変動に基づ 契約代金額の 変更	物価変動率を算出する指数にについては、事業者の要望に 基づき、協議していただけるとの理解でよろしいでしょう か	ご理解のとおりです。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2			の変動に基づ 契約代金額の	近年物価の上昇が著しく、指標を用いた物価変動では実態に追いついていない事例がございます。物価変動の算定式について、±0.015の式が記載されていますが、その式について削除をご検討いただけないでしょうか	原文のとおりとします。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	2				物価変動率を算出する具体的な指数があれば、教えてください。	建築費指数(一般財団法人建設物価調査会)などを想定していますが、適用する指数は協議により決定します。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	3			賃金又は物価 の変動に基づ く契約代金額 の変更	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…整わない場合にあっては、合理的な金額の範囲内で発 注者が定め、受注者に通知する。」	文言の修正は行わず、原案どおりとします。なお、仮に協 議が調わず、発注者が金額変更を決定する場合は、一定の 合理性をもって実施します。
142	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	တ			賃金又は物価 の変動に基づ く契約代金額 の変更	契約代金額の変更に際し「物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める」と記載されていますが、契約代金変更の際に用いる具体的な「指数」については、あらかじめ特定されているのでしょうか(建設物価指数(一般財団法人建設物価調査会)による等)。それとも、契約締結後に発注者と受注者の協議により決定するものと理解してよろしいでしょうか。	回答No.140参照
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	14	第30条	7			賃金又は物価 の変動に基づ く契約代金額 の変更	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…整わない場合にあっては、合理的な金額の範囲内で発 注者が定め、受注者に通知する。」	文言の修正は行わず、原案どおりとします。なお、仮に協議が調わず、発注者が金額変更を決定する場合は、一定の合理性をもって実施します。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	16	第35条	1			契約代金額の 変更に代える 実施要領等の 変更	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…整わない場合には、合理的な範囲内で発注者が定め、 受注者に通知する。」	文言の修正は行わず、原案どおりとします。なお、仮に協 議が調わず、発注者が変更内容を決定する場合は、一定の 合理性をもって実施します。

No.	書類名	頁			記載	箇所	項目	質問内容	回答
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	19	第43条	2			部分引渡し	下記のとおり表現の一部修正は可能でしょうか。 「…整わない場合には、合理的な金額の範囲内で発注者が 定め、受注者に通知する。」	文言の修正は行わず、原案どおりとします。なお、仮に協 議が調わず、発注者が金額を決定する場合は、一定の合理 性をもって実施します。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	28	第63条				損害賠償請求	受注者に関する損害賠償額の予定額の記載がありませんが、60条2及び3の規定(発注者と受注者を読み替え、その他文脈に応じて適宜読み替える)に準ずると考えて宜しいでしょうか。	60条2項及び3項の「受注者」を「発注者」に読み替えて適用する想定はありません。仮に発注者が損害賠償義務を負う場合には、当該損害の範囲は民法等の一般ルールに従い確定することになります。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)	28	第64条				契約不適合責 任期間	契約不適合責任期間については、各業務の完了日(契約書 表紙に記載の各業務期間)を起算日として考えて宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
	設計・建設工事 請負仮契約書 (案)						留置権等	受注者が業務を履行し、目的物が引渡し状態にあるにも関わらず、発注者側の都合等で引渡しがなされない場合、受注者は引渡しを申し出た時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもってこの目的物を保存すれば足り、保存の為に要した費用(管理等含む)は発注者にてご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	36条4項に基づき業務完成確認が行われ、受注者から工事目的物の引渡し申し出がなされたときは、発注者は直ちにその引渡しを受ける義務を負います。したがって、当該義務を負担した時点以降は、ご理解のとおりです(民法413条1項及び2項)。
149	維持管理· 運営業務委託 契約書 (案)	6	第13条	1	(4)		契約保証金の 納付	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する 場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上と すれば宜しいでしょうか。	履行保証保険は、1本の契約で締結してください。受注者 の代表者や構成員が分割して履行保証保険を締結すること は認められません。
150	維持管理・ 運営業務委託 契約書 (案)	6	第13条	1	(4)			履行保証保険を締結した場合、契約保証金は免除としての 理解でよろしいでしょうか。 また、履行保証保険の加入条件があればご教示ください。	履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付は不要となります。 履行保証保険の加入条件は、回答No.149を参照してください。
151	維持官理・ 運営業務委託 契約書 (室)	13	第34条				委託料の支払 い	委託料は貴町より、各社毎(貴町→運営企業、貴町→維持 管理企業、貴町→調理設備企業)に支払われますでしょう か。	委託料は、四半期毎に町から受注者の代表者に一括して支 払います。
152	維持管理・ 運営業務委託 契約書 (案)	30	別紙 4-1	4	(2)		及び変更	企業向けサービス労働者派遣サービス指標ですと、最低賃 金上昇分を賄えない事が多く、固定料金部分運営費相当額 の指標を変動料金部分と同様の三重県最低賃金に変更頂け ないでしょうか。	原文のとおりとします。
153	維持管理・ 運営業務委託 契約書 (案)	30	別紙 4-1	4	(2)		委託料改定	企業向けサービス価格指数は5年毎に基準年の改定が行われますが、改定率nを算出する際に用いる令和(t-1)年度の指標/前回改定時の指標は、いずれも同一基準年の指標で計算する(し直す)理解でよいでしょうか。令和(t-1)年度の指標は2030年基準で、前回改定時の指標は2025年基準といった状況が生じると考えられます。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁		記	載箇所		項目	質問内容	回答
154	維持管理· 運営業務委託 契約書 (案)	34	別紙 5				生産物賠償保 険及び施設賠 償保険	生産物賠償保険及び施設賠償保険の加入条件をご教示ください。 (一件当たり・一人当たり・免責条件)	第三者賠償責任保険の加入条件等は、提案書の様式7-3 において提案してください。
155	維持管理・ 運営業務委託 契約書 (案)	38	別紙 7				委託料の減額	事業者が特に優れたサービスを提供したと認められる場合に、こうした取組みが適切に評価されるよう、減額ポイントの減算を可能とする条文を新たに追記いただくことをご検討いただけないでしょうか。近年、他事業においても同様の評価制度が採用されるケースが増えており、本事業においてもご検討いただけますと幸いです。	本事業では、減額ポイントの減算は想定していません。